

垂水観光推進協議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、垂水観光推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、垂水区における観光の推進及び促進を図るとともに、観光その他これに資する情報の発信を行い、もって、誰もが訪れたいくなるまちの実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 垂水区内における観光に係る情報の交流及び発信に関すること。
- (2) 垂水区内における観光に係る企画、行事等に関すること。
- (3) 垂水区内への観光者に係る案内、交流等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、垂水区における観光の推進、周知、広報等に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、第2条に掲げる目的に賛同する地域団体及び垂水区内で事業を営むものにより構成する会員で組織する。

(運営)

第5条 協議会は、1年度に1回以上の会員による定時総会を開催するものとする。

- 2 前項の定時総会のほか、協議会の会長が必要があると認めるときは、会長は、会員による臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議事は、総会員（協議会の副会長及び顧問を含む。）の過半数の議決をもって決する。この場合において、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(役員)

第6条 協議会に次に掲げる員数の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 10名以内
- 2 前項第1号の会長は、会員の互選によって定める。
 - 3 副会長は、会長が指名してこれを定める。
 - 4 会長は、協議会に関する事務を処理し、協議会を代表する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を行えないときは、あらかじめ会長が定めた副会長が会長を代理する。

6 第1項各号に掲げるもののほか、会長の指名により、役員として顧問を置くことができる。

(役員会)

第7条 会長、副会長及び顧問は、協議会の役員会を構成するものとする。

2 役員会は、会長が開催する必要があると認めるときは、会長がこれを召集する。

(任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。

(加盟)

第9条 協議会に加盟しようとするものは、その旨を会長に届け出、総会の承認を得ることによって協議会に加盟することができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、垂水区役所まちづくり推進部まちづくり課に置く。

2 事務局は、協議会の会計その他の庶務事務を処理するものとする。

(施行細目の委任)

第11条 この会則の施行に関し必要な事項は、副会長及び顧問の同意を得て、会長が定める。

附 則

この会則は、平成17年7月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年6月20日から施行する。